



幸手市議会議員  
**本田ようこ**

〒340-0164  
幸手市香日向3-10-16  
TEL: 080-5137-4539

# — 緊急臨時号 —

# 幸せの手

本田ようこ後援会

## 再び新聞記事になった 議長辞職勧告決議！

令和5年9月22日、9月定例会最終日の最後にそれは起きました。

「枝久保喜八郎議長の議長辞職勧告決議（案）」の提出者、小河原浩和議員、賛成者：青木章議員、藤沼貢議員、松田雅代議員、木村治夫議員、四本奈緒美議員、芦葉弘志議員、宮澤大地議員、高野優一議員より提出されました。

### ■ 枝久保議長に辞職勧告決議

幸手市議会は9月定例会最終日の22日、議会運営を巡り枝久保喜八郎議長に対する議長辞職勧告決議案が提出され、賛成多数で可決された。

決議に法的拘束力はなく、枝久保議長は取材に「辞職するつもりはない」と話している。

(記事：埼玉新聞9月23日)

### 決議案第4号

### 枝久保喜八郎議員の議長辞職勧告決議（案）

令和5年6月定例会において、「枝久保喜八郎議長不信任決議」が賛成多数で可決された。

不信任理由は、会期中に選任できなかった議会選出監査委員の人選過程での調整力不足と、就任当初からの、会派代表者の申し入れにも耳を傾けない独断専行の議会運営が議会の秩序を乱し、議会運営を停滞させたことへの不信である。議会選出監査委員が選出できないまま、令和4年度決算監査が代表監査委員一人体制で行われたことは、当職を貶める由々しき前例となった。

その後も、議会の正常運営を顧みず、議員が、議長の指定する期間に指定する行為を履行する猶予を与えない、受理人によっては期限に到達していない郵便物の一方的な送り付けなど、誠意なき行為が積み重ねられた。

これについては、8月18日、3会派代表者が連名にて嚴重抗議。8月22日には、9名議員連署の文書を手渡し、議会の意思に早期に対応すべく退任を促したが、その後もその意を解さないまま、会派代表者会議や議員全員協議会の招集を呼びかけている。これに対し、9月12日の議会運営委員会は、委員全委員の合意により、このような会議の招集は議会運営の正常化に資するものではないとして、開催の中止要請を決定。委員長が書面にて議長に申し入れた。しかし、議長はその委員会決定事項すら無視するかたちで、強引に議員全員協議会を開催。このように、議会の正常化を図ろうとの議長の意思を未だ確認するに至っていない。

幸手市議会の正常化には、議会の信任を受けた議長が不可欠である。すでに幸手市議会としては、枝久保議長に対し議長不信任という意思決定をしている。市民の負託に応える民主議会の運営を回復するため、改めて枝久保喜八郎議長に議長辞職を勧告する。

以上、決議する。

## ＝ 9月定例会最終日最後、決議提案からの流れ ＝

- ・追加日程第1 枝久保喜八郎議員の議長辞職勧告決議（案）が上程される。（本紙おもてに明記）
- ・提案理由説明 小河原議員より決議案朗読をもって説明
- ・質疑応答（内容については本田個人がまとめたので、実際の議事録とは多少の相違がございます。）

### 質疑

**大平議員**：議会選出監査委員は市長が提案（否決）。小河原議員は反対し、出来なかったとは、筋が違うのでは？ 同じ会派が推薦し、同じ会派が反対する現象、選任出来なかったのは主旨通らない。公式会議（会派代表者会議、議員全員協議会等）に欠席する、無断欠席まである。正常化はお互いの努力。議長も各議員の所へ訪問している。逆に提出者の方々の努力は？

### 応答

**小河原議員**：私にも賛成反対をする権利がある。他の会派のことはわからない。議会として枝久保議長を不信任決議、幸手市議会の決議です。

### 再質疑

**大平議員**：反対したから決まらなかった。原因はそこにある。議員として問われる問題。会議に参加しない。議運が決めたから参加しない。論調が違う。幸手市会議規則 162 条議長は全員協議会の招集権が明記されている。議運は全員協議会を決める所ではない。どこに問題があるのか？

### 応答

**小河原議員**：不信任案は議会の決定事項です。監査委員が決まらなかった。私は適任者だと思わなかったから反対した。問題ありますか？ 一方的に日にちを決めこの日に来いと、私たちは議長についていきませんよというのが、大前提。それに対し、どうして従わなくてはならないのか。

### 質疑

**坂本議員**：強引に全協開催とありますが、議題として、議会報告会、議会運営を協議したいと。その全協に欠席が多く、決議に名を連ねている。意見があるなら全協ではっきり堂々と意見を述べたらいかがか。20日欠席の方に、21日個別にまわって話をしている。議長の意思として関係ないのか。

### 応答

**小河原議員**：確かに全協の後お見えになった。その前に一方的に日時を決めた。ご都合はいかがかの歩み寄り？ 夫婦の場合あなたは離婚ですよという人に、どうしてそんな人の言うことを聞けますか？ 議会の決定事項なので、あなたについていけませんよと、不信任決議の重さをお考え下さい。

### 再質疑

**坂本議員**：日にちの設定が急だったと、次回は余裕もありますが、参加していただけますか？

### 応答

**小河原議員**：個人的ですが、その時にならないと、わからない。

- ・**討論** 反対討論を小泉議員・坂本議員・大平議員が行う。賛成討論はありませんでした。（お手数ですが、詳しくは11月発行の「市議会だより さって」の5ページ目をご覧ください）
- ・**採決** 賛成：高野・宮澤・芦葉・四本・木村・松田・小河原・藤沼・青木各議員  
反対：小泉・坂本・小林・大平各議員  
（枝久保議長→本人に関する議案のため退席、本田副議長→議長代行のため採決に加わらず）
- ・**結果** 賛成多数で可決。

## 私は思う

6月22日の議長不信任案、9月22日の辞職勧告決議案共に多数の賛成がありながら、誰一人賛成討論をしない。数があれば協議はいらないのでしょくか。これこそ一方的と言わざる得ない。枝久保議長を承認した議会です。しかし、その賛成者の中から議長不信任や辞職勧告決議にまわったと思われる議員4名は、更に責任が重い事を理解していらっしゃるのか。因みに、辞職勧告決議とは、不祥事などで公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して行われる議会の意思表示です。変ですよ。何よりも、一日も早く「審議」ができる議会の正常化へ努力してまいります。